

島根県が取り組む施策と「私たちにできること」

基本目標 1 人と自然との共生の確保

- 1-1 自然とのふれあいの推進
 - 1-1-1. 優れた自然の保全
 - 1-1-2. 自然とのふれあいの増進 **重点施策**
 - 1-1-3. 自然環境の観光資源としての活用
 - 1-1-4. 環境に配慮した工事の推進
- 1-2 生物の多様性の確保
 - 1-2-1. 野生動植物の保護と管理
 - 1-2-2. ラムサール条約登録湿地の保全と活用
- 1-3 森林・農地・漁場の保全と活用
 - 1-3-1. 森林・農地・漁場環境の保全
 - 1-3-2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用
- 1-4 景観保全と快適な生活空間の形成
 - 1-4-1. 水辺と緑の保全と創出
 - 1-4-2. 良好な景観の保全と形成
 - 1-4-3. 歴史的・文化的環境の保全

県民と自然とのふれあいを増進します

- 適切な管理や整備等により、自然公園などの利用を促進します。
- 自然観察会などを通して、県民と自然とのふれあう機会を提供します。
- 地域のみなさんと連携して自然公園の快適な利用を促進します。
- 自然の魅力を伝えることができる人材の育成に努めます。



基本目標 2 安全で安心できる生活環境の保全

- 2-1 水環境等の保全
 - 2-1-1. 流域単位での総合的な水環境保全対策の推進 **重点施策**
 - 2-1-2. 住民・事業者が自ら実施する水環境保全対策の推進
 - 2-1-3. 工場・事業場排水対策の推進
 - 2-1-4. 土壌汚染対策の推進
 - 2-1-5. 地下水汚染対策の推進
- 2-2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策
 - 2-2-1. 工場・事業場対策の推進
 - 2-2-2. 自動車排出ガス対策の推進
 - 2-2-3. アスベスト対策の推進
 - 2-2-4. 騒音・振動防止対策の推進
 - 2-2-5. 悪臭防止対策の推進
- 2-3 化学物質の環境リスク対策
 - 2-3-1. 化学物質の適正管理
 - 2-3-2. ダイオキシン類対策
- 2-4 原子力発電所周辺環境安全対策の推進
 - 2-4-1. 安全協定の厳格な運用
 - 2-4-2. 原子力広報の充実による県民理解の向上

流域単位での水環境保全対策を推進します

- 下水道整備など生活排水対策、森林・農地の保全等により、河川や海域の水環境を守ります。
- 流域水環境指針に基づいて、地域の特性に応じた水環境づくりを推進します。
- 子どもたちとの協働による環境調査や鳥取県との連携等により宍道湖・中海の水質を保全します。

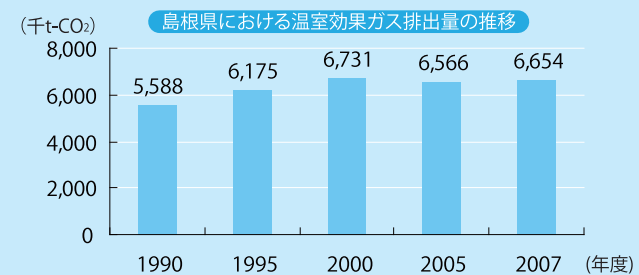


基本目標 3 地球環境保全の積極的推進

- 3-1 地球温暖化対策の推進
 - 3-1-1. 温室効果ガス削減対策の見える化 **重点施策**
 - 3-1-2. 「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全県で展開
 - 3-1-3. 森林資源の積極的な活用による森林循環の促進
 - 3-1-4. しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進
 - 3-1-5. 地球温暖化対策と経済発展の両立による産業振興と地域の活性化
- 3-2 オゾン層の保護・酸性雨対策の推進
 - 3-2-1. オゾン層保護のためのフロン対策の推進
 - 3-2-2. 酸性雨の環境影響調査と共同調査研究等国際協力の推進

温室効果ガス削減対策の見える化を推進します

- 県民や事業者の温室効果ガス削減努力の成果を“見える化”し、取組意欲の継続につなげます。
- 温室効果ガス排出量と森林吸収量を、毎年迅速に公表します。
- 生活や事業活動での取組について、その成果を分析し、公表します。

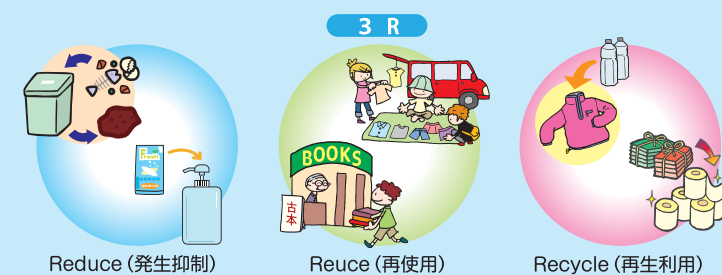


基本目標 4 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

- 4-1 3Rの推進に向けた意識の醸成
 - 4-1-1. 3Rの推進に向けた意識の醸成 **重点施策**
- 4-2 環境への負荷の少ない適正処理の推進
 - 4-2-1. 環境への負荷の少ない適正処理の推進

3Rの推進に向けて、さらなる県民意識の醸成を図ります

- マイバッグ利用の普及啓発を行うなど、リデュース（発生抑制）を促進します。
- 再使用できる商品の利用促進を図るなど、リユース（再使用）を促進します。
- 容器包装リサイクル法の適正な運用に努めるなど、リサイクル（再生利用）を促進します。



↑ 私たちにできること（基本目標を達成するための取組の例） ↓

- 自然観察会や自然保護活動への参加
- ペットの責任ある飼育
- 森林づくり活動、水辺の清掃活動などへの参加
- 庭やベランダの緑化



- 油は流さず工夫して使い切る
- 米のとぎ汁の肥料などとしての利用
- 公共交通機関の利用
- 駐車時のアイドリングストップ
- 野外焼却をしない



- 冷暖房温度の控えめな設定
- 不要な照明の消灯
- 太陽光発電など新エネルギー設備の導入
- 家電リサイクル法など関連法令の遵守
- 近くで生産された食料の購入



- 不要なものは買わない
- マイバッグの利用
- フリーマーケットの活用
- 適正な分別
- 不法投棄をしない



- 自然観察会や自然保護活動への参加や支援
- 環境に配慮した開発
- 県産木材を使用した製品開発や使用
- 広告看板の景観配慮



- 水質汚濁防止法など関連法令の遵守
- 騒音・振動・悪臭などの発生防止努力
- 特定の化学物質の排出量の届出
- 農薬の適正管理



- クールビズ、ウォームビズの実践
- 従業員の省エネ教育推進
- 木質バイオマスなど新エネルギーシステムの導入
- 環境に配慮した製品・サービスの提供
- フロン放出防止



- 過剰包装の抑制
- リサイクルしやすい製品の製造
- 製品の長寿命化
- 梱包・充填剤等の繰り返し使用
- 環境マネジメントシステムの導入



- 自然公園などが快適に利用できる適切な管理
- 動植物の生息・生育状況の調査実施
- 県民などが参加する森林づくり活動の推進
- 市町村との連携による緑化の推進

- 宍道湖・中海の汚濁メカニズムの解明
- 大気環境の常時監視
- 化学物質に関する情報提供
- 原子力防災訓練の実施

- 事務事業における率先した取組の実施
- ノーマイカーデーやエコドライブの実施
- 家電リサイクル法など関連法令に基づく対策
- 広域的な問題に対応するための連携構築

- 「しまね循環型社会」の構築の推進
- 市町村が行うごみの広域処理の支援
- 産業廃棄物の不法投棄防止に向けた監視強化
- 排出事業者に対する指導の徹底

基本施策

県民・NPO等

事業者

行政(県)